

「労働者派遣に関する基本契約」及び「労働者派遣契約」等に関する付属覚書
【機密情報の保護に関する覚書】

国立研究開発法人科学技術振興機構（甲）と（乙）とは、甲乙間で締結する「労働者派遣に関する基本契約」及び「職業紹介予定労働者派遣基本契約」（以下、併せて「基本契約」という。）並びに「労働者派遣契約」及び「紹介予定労働者派遣契約」（以下、併せて「個別契約」という。）に関して、次のとおり機密情報の保護に関する付属覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（機密情報）

- 第1条 機密情報とは、本覚書締結の前後を問わず、甲又は乙の業務、技術、人事、財務等に関する情報及び個人情報（以下「個人情報」という。）を指し、これらの情報の開示の有無に関する情報を含むものとする（株式会社イー・スタッフィング（以下「委託先」という。）が提供する「e-staffing サービス」を利用して開示を受ける情報を含む。）。
- 2 甲がAI開発業務の一環として整理・開発する学習用データセット（これらの情報の考案に係る知見を含む）、学習用プログラム、学習済みモデル、学習済みパラメータ、評価データ等の情報は、機密情報とする。
 - 3 第1項において、個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び当該個人に関する情報と一体となつて得られたその他の情報で、当該個人に関する情報をいう。
 - 4 以下の各号に該当する情報は、機密情報（ただし、本項において個人情報は含まない。）から除外する。
 - （1）相手方から開示される前に、既に保有していた情報
 - （2）相手方から開示された時点で、公知であつた情報
 - （3）相手方からの開示後、受領者の責によらず公知となった情報
 - （4）第三者から機密保護義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - （5）相手方から開示された情報によることなく、独自に開発した情報

（機密保護義務）

- 第2条 甲及び乙は、相手方から開示された機密情報を機密として保護し、そのために必要な合理的な措置を講じるものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、機密情報の複写、破壊、改竄、第三者への開示及び漏洩、情報開示目的以外での利用を行わない。
 - 3 甲及び乙は、万一、機密情報が漏洩又は紛失したことが発覚した場合、直ちに相手方に通知し、その後の対処について相手方の指示に従うものとする。
 - 4 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得て機密情報を第三者に開示する場合、自己の責任において本覚書における自己と同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。ただし、開示当事者の本条に基づく機密保護義務は、かかる第三者への機密情報の開示により、何ら軽減されるものではない。
 - 5 甲及び乙は、相手方から要求があつた場合、法令で定められた保存のために保持する情報及び当該時点で保持することにつき合理的な根拠が認められるものを除き、直ちにすべての機密情報を記載又は記録した媒体等を相手方に返却、または機密漏洩に十分に配慮した方法で廃棄し、かつかかる機密情報の利用を行わないものとする。なお、情報開示目的が消滅した場合も同様とする。
 - 6 甲又は乙が国その他の公権力により適法に機密情報の開示を命令された場合、当該公権力に対する機密情報の開示は、機密保護義務の対象外とする。ただし当該命令を受けた当事者は、当該命令を受けた事実を速やかに相手方に通知するとともに、可能な限り機密情報の機密性の保護に努めるものとする。
 - 7 甲又は乙は、必要があると認めるときは、相手方による機密情報の管理状況について報告を求め、相手方の承認の下、必要と認める場所に立入検査を行うことができるものとする。この場合、報告又は検査を求められた側は、それに協力するものとする。

(事故時の対応)

第3条 甲又は乙において相手方の個人情報に係わる滅失、毀損、漏洩等の事故が発生した場合には、速やかに事故の発生について相手方に報告をするものとし、事態の収拾に必要な対応をとるものとする。この場合、報告を受けた側は合理的な範囲で協力するものとする。

(個人情報に係る損害賠償)

第4条 甲又は乙は、各々の従業員の故意又は過失により個人情報に関する事故、問題、紛争が発生し、相手方又は第三者に損害を与えた場合、相手方又は第三者に対し当該損害の賠償責任を負うものとする。

2 甲又は乙の責によらず、委託先の責に帰すべき事由により、個人情報に関する事故、問題、紛争が発生し、甲又は乙、その他第三者に損害を与えた場合には、委託先との契約に基づき解決するものとする。

(機密情報に係る損害賠償)

第5条 甲及び乙は機密情報の漏洩等の事故や基本契約及び本覚書上の義務違反により相手方に損害を与えた場合、かかる義務違反により通常発生しうる損害を賠償するものとする。

(契約終了時の処理)

第6条 甲及び乙は、基本契約の有効期間終了後、引き続き新たな基本契約を締結しない場合には、法令で定められた保存のために保持する情報及び終了時点で保持することにつき合理的根拠が認められるものを除き、相手方の全ての個人情報を消去若しくは廃棄するものとする。なお、法令又は合理的根拠による保持理由がなくなった場合も同様とする。

(基本契約の適用)

第7条 本覚書に定めのない事項については、基本契約及び個別契約の定めに従うものとする。

(有効期限)

第8条 本覚書の有効期限は、2027年4月1日から2028年3月31日までとする。ただし、有効期間内に甲乙いずれかから異議申し立てがある場合は、甲乙協議のうえ変更することができる。

2 前項の定めに係わらず、第2条、第4条及び第5条については、本契約終了後も期限なく効力を有するものとする。

(旧覚書等との関係)

第9条 本覚書の定めに関し、本覚書締結前に甲乙間で締結した覚書又は確認書がある場合には、本覚書の定めを優先するものとする。

以上、上記覚書の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
国立研究開発法人科学技術振興機構
分任契約担当者
人 財 部 長 泉 直 行

乙